

## 公立学校施設等における防災機能の整備の推進を求める意見書

公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担っており、今般の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集し、また、発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかしながら、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫、自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を來し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。

国は、公立学校施設の耐震化や老朽化対策等については、毎年予算措置等を講ずるなど積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならぬ防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、国におかれては、災害時に安全で安心な避難生活を提供するため、公立学校施設の耐震化等による安全性能の向上とともに、地域における防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、次の事項を速やかに実施されるよう強く要望するものである。

- 1 公立学校施設を対象として、東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、過去の大規模災害での事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方自治体への周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取組事例を収集し、様々な機会を活用して地方自治体に情報提供すること。
- 5 公立学校施設の防災機能の向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう制度を集約し、窓口を一元化すること。
- 6 私立学校についても、地域における防災機能を担うための方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣